○財務省・農林水産省令第二号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）を実施するため、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定に基づく立入検査（同法第十一条第一項第二号に規定するものに限る。）（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成二十年財務省農林水産省令第一号）第八条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

都道府県知事　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　第１面の押印は、第２面の法令の条項の欄に記載する各法令の条項に関し、当該法令の条項に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書の様式を定める他の法令において当該証明書に押印が求められていない場合には、これを省略することができる。